

調布都市計画特別用途地区の決定（調布市決定）

調布都市計画特別用途地区（映画のまち調布推進地区）を次のように決定する。

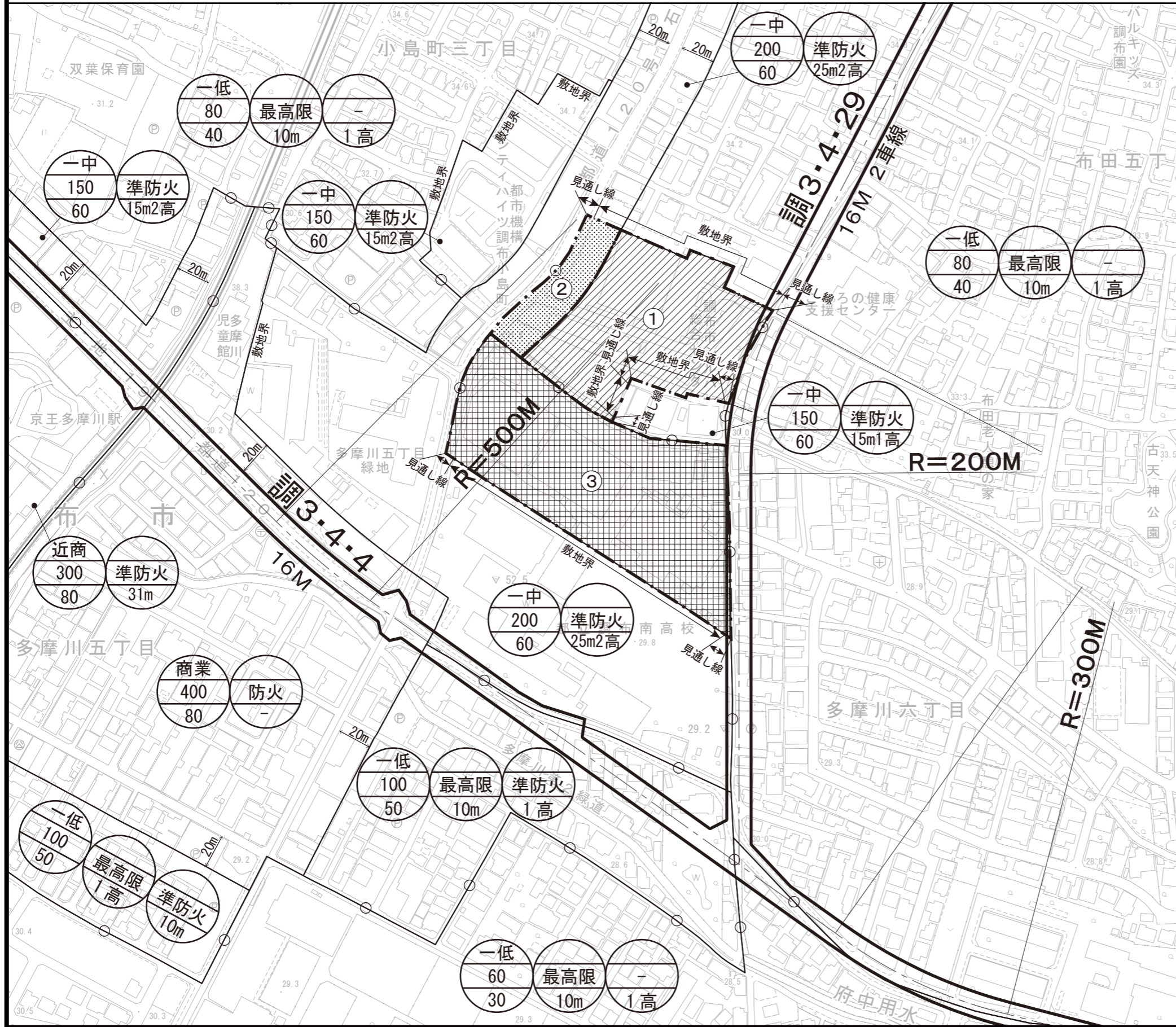
種類	面積	備考
第一種映画のまち 調布推進地区	約 1.1ha	<p>映画のまち調布推進地区内における建築物の制限の緩和等に関する条例により下記の用途を緩和し、併せて騒音・振動、周辺交通、臭気、夜間照明等の周辺への影響に配慮するため、同条例で建築物の敷地、構造又は設備に関する制限を定める。</p> <p>第一種中高層住居専用地域 下記の用途を緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画スタジオ ・映画スタジオで映画館等又は集会場等を兼ねるもの。ただし、映画スタジオの床面積が延べ床面積の2分の1を超え、かつ、映画館等の客席部分又は集会場等の集会室部分の床面積が800平方メートル未満であるものに限る。 ・前2号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）。 <p>第二種住居地域 下記の用途を緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画スタジオで映画館等を兼ねる建築物（映画スタジオの床面積が延べ床面積の2分の1を超え、かつ、映画館等の客席部分の床面積が800平方メートル未満であるものに限る。）を建築することができる。
第二種映画のまち 調布推進地区	約 3.0ha	<p>第二種住居地域 下記の用途を緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画スタジオで映画館等を兼ねる建築物（映画スタジオの床面積が延べ床面積の2分の1を超え、かつ、映画館等の客席部分の床面積が800平方メートル未満であるものに限る。）を建築することができる。
合計	約 4.1ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

映画・映像関連産業の集積を活かした「映画のまち調布」を推進するため、特別用途地区（映画のまち調布推進地区）を決定する。

調布都市計画特別用途地区 映画のまち調布推進地区 計画図（調布市決定）（1/2）



凡例

番号	用途地域		特別用途地区	高度地区	防火準防火	面積約 ha
	用途	建蔽率 %				
①	一中	60	150	第一種映画のまち調布推進地区	15m1高 準防火	0.9
②	一中	60	200	第一種映画のまち調布推進地区	25m2高 準防火	0.2
③	二住	60	200	第二種映画のまち調布推進地区	25m2高 準防火	1.4

一中
200
60
 上段：用途地域
 中段：容積率
 下段：建蔽率

最高限
10m
 下段：高さの最高限度

準防火
25m2高
 中段：防火・準防火
 下段：高度地区

○
 道路・鉄道中心

縮尺 1 : 2,500

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）7都市基交著第67号、令和8年2月19日

